

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県伊達市長

## 公表日

令和2年8月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	個人住民税に関する事務とは、地方税法(昭和25年法律第226号)その他関係法令に基づき行う地方税の賦課及び地方税に関する調査に関する事務をいう。 伊達市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人住民税に関する事務のうち、次に掲げる事務において、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の提供又は照会を行う。 (1)課税準備事務 当初賦課処理 (2)課税資料受付事務 (3)当初賦課決定事務 (4)賦課更正事務 (5)調査事務 (6)窓口事務 (7)コンビニ交付に関する事務
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 宛名システム 3. 申告支援システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. eLTaxシステム 7. 各種証明書コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名ファイル (2)個人住民税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二 情報提供の根拠 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 情報照会の根拠 27の項  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条 情報照会の根拠 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【個人住民税システム、宛名システム、申告支援システムに関して】 伊達市役所財務部税務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1138 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5.②所属長	税務課長 原 好則	税務課長 岡崎和也	事後	人事異動のため
平成29年8月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成27年9月10日現在	平成29年8月1日現在	事後	
平成29年8月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成27年9月10日現在	平成29年8月1日現在	事後	
平成30年9月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日現在	平成30年8月1日現在	事後	
平成30年9月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日現在	平成30年8月1日現在	事後	
平成31年4月1日	I 5.②所属長	税務課長 岡崎和也	税務課長 斎藤康弘	事後	人事異動のため
令和1年6月26日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日現在	令和1年6月1日現在	事後	
令和1年6月26日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日現在	令和1年6月1日現在	事後	
令和1年6月26日	I 3. 個人番号の利用(法令上の根拠)	番号法第9条第1項別表第一の16の項	・番号法第9条第1項別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	主務省令の名称記載の整理
令和1年6月26日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項  (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの)27の項	・番号法第19条第7号別表第二 情報提供の根拠 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 情報照会の根拠 27の項  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条 情報照会の根拠 第20条	事後	主務省令の名称記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	伊達市役所財務部税務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1138	【個人住民税システム、宛名システム、申告支援システムに関して】 伊達市役所財務部税務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1138 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	—	記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式改正のため
令和1年9月18日	I 1.②事務の概要	(略) (6)窓口事務	(略) (6)窓口事務 (7)コンビニ交付に関する事務	事後	
令和1年9月18日	I 1.③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 宛名システム 3. 申告支援システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 個人住民税システム 2. 宛名システム 3. 申告支援システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. eLTaxシステム 7. 各種証明書コンビニ交付システム	事後	
令和1年9月18日	IVリスク対策	—	記載のとおり	事後	再確認に伴う記述内容変更のため
令和2年7月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日現在	令和2年7月1日現在	事後	
令和2年7月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日現在	令和2年7月1日現在	事後	